

○排水機場に付随する排水樋門のゲート操作細則

(総則)

第1条 梅田、水門町、新堀川、横塚、古坦排水樋門（以下、「樋門」という。）の操作については、操作要領（以下、「要領」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(操作の際に行う通知)

第2条 要領第11条に規定する関係機関は、別表の関係機関一覧表に示すものとし、通知する内容に応じて必要となる機関に対して通知するものとする。

2 要領第11条により、内陸側に影響が生じるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般住民への周知を郡山市災害対策本部へ依頼するものとする。

(点検その他の維持)

第3条 要領第13条第1項に規定する点検その他の維持は、毎月1回以上行うものとする。

2 樋門ゲート部の土砂等の堆積状況を定期的に観測し、堆積物が認められた場合には堆積物を除去するものとする。

(訓練)

第4条 樋門の操作にかかる机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

附 則

1 本操作細則は、令和5年3月24日から施行する。

別表

関係機関一覧表

関係機関	担当	電話番号
福島河川国道事務所（郡山出張所）	管理係	024-943-6591
県中建設事務所	管理課	024-935-1456
防災危機管理課	（災害対策本部）	024-924-2161
郡山警察署	—	024-922-2800
郡山北警察署	—	024-991-0110
郡山地方広域消防組合	郡山消防署	024-923-8175